

平成23年3月31日
沖縄電力株式会社

平成23年東北地方太平洋沖地震により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、東北地方太平洋沖地震により平成23年3月11日以降災害救助法が適用された地域および隣接する地域において被災されたお客さま、または、東北電力株式会社供給区域内もしくは東京電力株式会社供給区域内において電気の使用の制限等の影響を受けているお客さまが、同地震に起因して、当社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結し、廃止し、または変更しようとする場合で、当該お客さまからお申し出があったときには、下記の特別措置を講ずることとし、経済産業大臣宛に認可申請を行ない、平成23年3月31日に認可されました。

自由部門のお客さまからお申し出があった場合にも同様の特別措置を適用いたします。

なお、託送供給については、経済産業大臣に別途承認申請を行ない、同日承認されました。

記

〔特別措置の概要〕

1. 早収期間経過後の早収料金の適用^{※1}および支払期限^{※2}の延長

被災されたお客さまの平成23年3月、4月および5月調定分の電気料金は、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

また、被災されたお客さまの電気料金の支払期限を、平成23年3月調定分は3ヶ月間、4月調定分は2ヶ月間、5月調定分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

※1 早収期間とは、検針日の翌日から20日以内の期間をいい、この期間を過ぎてのお支払いは翌月分に3%の遅収料金が加算されます。

※2 支払期限とは、検針日の翌日から50日目をいいます。

2. 被災されたお客さま、または、東北電力株式会社供給区域内もしくは東京電力株式会社供給区域内において電気の使用の制限等の影響を受けているお客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算^{※3}を免除いたします。

※3 通常1年未満の契約に適用される割高な「臨時電力（電灯）」は適用しません。

以上

〈被災されたお客さまからのお問い合わせ先〉

沖縄電力コールセンター 0570-036-200

災害救助法適用地域および隣接地域

下線部が災害救助法適用地域。それ以外は隣接地域。

- 青森県：八戸市、上北郡おいらせ町、三沢市、上北郡六戸町、三戸郡五戸町、同郡南部町、同郡階上町、同郡三戸町、同郡田子町
- 岩手県：全域
- 宮城県：全域
- 秋田県：鹿角市、仙北市、大仙市、横手市、湯沢市、仙北郡美郷町、雄勝郡東成瀬村
- 山形県：山形市、米沢市、上山市、天童市、東根市、尾花沢市、西置賜郡飯豊町、同郡小国町、東置賜郡高畠町、最上郡最上町
- 福島県：全域
- 新潟県：魚沼市、三条市、東蒲原郡阿賀町
- 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、同郡美浦村、同郡河内町、那珂市、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、結城市、結城郡八千代町、板東市、守谷市、古河市
- 栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町、栃木市、日光市、鹿沼市、下野市、下都賀郡野木町、同郡壬生町、塩谷郡塩谷町、河内郡上三川町
- 千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、銚子市、成田市、香取郡東庄町、同郡神崎町、同郡多古町、山武郡芝山町、同郡大網白里町、富里市、八街市、東金市、印旛郡栄町、印西市、柏市、千葉市中央区、同市花見川区、同市稲毛区、市川市、八千代市、船橋市
- 東京都：江戸川区